カードローン会員規約の改定について

当社は、2019年6月15日をもって、カードローン会員規約の一部を改定いたします。改 定内容は、下記のとおりです。

改定内容にご不明な点等がある場合は、お手数ですが、本ご案内末尾のお問合せ窓口まで ご連絡いただきますようお願い致します。

記

<改定内容>

会員規約に規定される期限の利益の喪失事由から、以下の内容を削除する。

・後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたこと

(改定理由)

2019年6月15日に施行される改正消費者契約法において、以下の条文が新設されたことに伴い、当該条文の趣旨に従った対応をするもの。

〔消費者契約法第8条の3〕

事業者に対し、<u>消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約(消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費</u>者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。)の条項は、無効とする。

以上

<本件に関するお問合せ窓口> オリックス・クレジット株式会社

TEL: 0120-68-7000 (フリーダイヤル)

受付時間:平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~18:00 (1月1日を除く)